

(仮称) 大船渡市こども家庭センター 愛称募集要領

1 目的

令和6年夏に開設予定の(仮称)大船渡市こども家庭センターについて、子どもや子育て世帯等多くの市民に親しまれ、より有効に利用されることを目指し、施設の愛称を広く募集します。

2 対象施設

- (1) 位置：大船渡市盛町字町11番地10
サン・リア ショッピングセンター内 2階区画の一部
- (2) 施設名：(仮称)大船渡市こども家庭センター
- (3) 施設の概要

(仮称) 大船渡市こども家庭センターはこのような施設

【行政機能】	【交流機能】
<p>保健福祉部 (仮称) こども家庭センター</p> <p>子ども子育て関連の行政機能を市役所からサン・リア2階に移転し、各種手続き・相談等の行政サービスを行います。</p> <p>子育て中には、楽しいことのほか様々な困りごとやお悩みがあると思います。そうしたご家庭に寄り添いながら、日々の暮らしがより良いものとなりますようサポートしていきます。</p>	<p>(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場</p> <p>雨の日や暑い日・寒い日でも、小さなお子様ที่遊べる屋内の遊び場や、パパママが交流できるスペースなど、自由に遊び・交流できる広場です。</p>

3 施設のキーコンセプト



(1) 遊び

子どもが元気に遊ぶ場を作り、健やかな子どもの成長につなげたい。

(2) 交流

パパママの憩い・コミュニケーションの場を作り、子育ての悩みや楽しさを共有してほしい。

(3) 相談

相談員や保健師等が、一人一人の様々な困りごとに寄り添い、子育て家庭をサポートしたい。



「子どもが元気に、パパママも笑顔に」

こうした空間を創出することで、子育て環境の充実につなげるとともに、まちなかに明るい雰囲気と新たな賑わいを生み出したい。

4 愛称の条件等

- (1) 「3. 施設のキーコンセプト」に近いイメージを想像できる名称であること。
- (2) 誰もが呼びやすく覚えやすい、子どもや子育て世帯に愛され、親しまれる名称であること。

5 応募できる人

次のいずれかに該当する方

- (1) 市民
- (2) 市外に住所を有する人で、市内で勤務・在学している人

6 応募期間

令和6年2月22日（木）から3月18日（月）まで

7 応募作品数

1人3点まで

8 応募方法

応募に必要な事項は、以下の表のとおりとし、(1)・(2)のいずれかに方法で応募する。

・愛称 ・愛称の読み方 ・愛称の意味、理由、込められた思いなど	・氏名（ふりがな） ・ペンネーム（任意） ・住所 ・職業・学校名（学年） ・連絡先電話番号、メールアドレス
---------------------------------------	---

- (1) 別紙応募用紙に記入し、持参、郵送、メール、FAXのいずれかにより応募

応募先（郵送費用は応募者負担となります）

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15

大船渡市保健福祉部子ども課

FAX：0192-26-2299、E-mail：ofu_kodomo@city.ofunato.iwate.jp

- (2) オンラインで市の専用フォームへ応募

URL <https://www.city.ofunato.iwate.jp/ques/questionnaire.php?openid=112>



9 選考方法

- (1) 選考方法については、3月下旬（予定）に実施するデザインワークショップにおいて優秀作品（3点程度）を選考後、最終的に大船渡市において1点を決定します。なお、採用作品が、第三者の権利に抵触する恐れがある場合は、他の優秀作品から選考します。
- (2) 応募作品（名称）の中に、複数の応募者から同一名称の応募があった場合は、愛称の理由などを考慮し、いずれか1人の作品を選考します。
- (3) 審査の内容、結果に関する問い合わせは、対応しません。

10 結果発表

審査結果については、令和6年6月頃を目途に、市のホームページ及び広報により公表する。公表内容は、氏名（またはペンネーム）、住所（市町村名）を予定します。

なお、優秀作品に選考された応募者には、優秀作品賞として次のとおり贈呈することとし、応募者に郵送で送付します。

優秀作品賞：3件 1件につき大船渡市地域商品券5,000円分

11 個人情報の取扱い

施設愛称の募集に当たり、取得した応募者の個人情報は適切に管理し、愛称募集の目的以外では使用しません。

12 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募作品は、応募者自身が制作したもので、他の施設名称等として使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限りします。
- (2) 施設の愛称として採用された作品の一切の権利（著作権を含む）は、全て無償で大船渡市に譲渡するものとします。
- (3) 愛称をモチーフとして、ロゴマークの作成を予定しています。
- (4) 応募者は、施設愛称として採用された作品について、ロゴマークのデザイン、その他様々な活動・使用に対して、異議を申し立てないこととします。